

証拠開示制度

第1 証拠の一覧表の交付

考えられる制度の概要

公判前整理手続における被告人側からの請求により、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を被告人側に交付するものとする。

【検討課題】

1 趣旨等

現行の証拠開示制度の下で、一覧表を交付する趣旨・目的や位置付けをどのように考えるか。

また、裁判所が証拠開示の裁定の際に提示を命ずる証拠の標目の一覧表（刑訴法第316条の27第2項）との関係をどのように考えるか。

2 対象事件

公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件とするか。

3 交付の時期

刑訴法第316条の14の規定による検察官請求証拠の開示後から、刑訴法第316条の17第1項の規定による被告人側の主張明示後までの、いずれの段階とするか。

交付後、検察官が新たに証拠を保管するに至った場合には、一覧表を追加して交付するものとするか。

4 交付の要件

整理手続に付された事件では常に交付するものとするか、そのうち被告人・弁護人から請求があった場合に交付するものとするか、請求があった場合のうち交付の必要性・相当性があるときに交付するものとするか。

5 証拠の一覧表の記載事項

形式的な標目（証拠物については、品名、所有者又は被押収者及び押収年月日、証拠書類については、種類、供述者又は作成者及び作成年月日）に限るか、証拠の内容に関わる事項まで記載するか。

6 弊害への対応

(1) 一覧表の交付により弊害が生じる場合があるか。あるとして、どのような記載により弊害が生じるか。

○ 身体、財産に害を加え、又は畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

○ 犯罪の証明に支障を生ずるおそれ

○ 関係者のプライバシーを害するおそれ等

(2) 一覧表の交付により弊害が生じるおそれがあるときの対処方策

第2 公判前整理手続の請求権

第3 その他（類型証拠開示の対象拡大）